

第代権トナリ午後五時東京海友同老会本部ニ加藤組合長ヲ訪レ
会社決定案ヲク

第一案ニ對シテ七ヶ五厘ヲ標準トシテ給付ノ家長ノ實状ヲ斟酌
シテ成給ニ當差ヲ設ケルコト

第二案一割ニ五分五厘ヲ減給スルコト

ノ二案ヲ示シ其ノ可レカニ依リ解決ナシ度キ旨ヲ回答シタルニ
組合側ハ全額給付金額ノ組合本部ニ召集シ為ニ案ニ基キ協議ノ
結果第二案ニヨリ解決スルコトニ意見一致シテレヲ以テ翌廿八
日電話ヲ以テ申渡シ王ニ對シ第一案ヲ承認スル旨通知シ互記条件
ニヨリ解決(此意ハ作成セズ)スルニ至レリ

一 整給セハルコト

ニ 減給ハ七分五厘トスルコト

但シ字勘宜同前店ト帳目成立ノ上ハ原給ニ復スルコト
右及申(通)報候也

券紙第七八〇部

昭和五年八月十九日

警見總監 丸山鶴吉

0. 8. 25
578

大崎合同運輸株式會社
社會局長 吉田茂

大崎合同運輸株式會社勞働年議ニ関スル件

(第一報發生)

要旨

- (一) 事業失事業不振ニ為リ従業員ハ必シ能産ヲ發表ス
- (二) 従業員側ハ関東金屬産業及日本運輸ノ幹部ノ庶務ヲ得テ
反對要示書ヲ提出ス